

## 令和6年度 愛知県介護福祉士会

### 認知症介護実践者研修 受講・修了要件

本研修は、認知症に関する理解を深め、自職場に学びを還元することを目標としていると同時に、修了することで認知症ケア加算の取得や地域密着型サービス事業の開設要件にもなります。そのため、様々な要件を満たさない場合には、運営法人の判断の上で修了証の交付ができないことがあります。そのことを、十分にご理解の上で研修への受講をお願いいたします。

- 1) 全ての講義、演習及び職場実習に出席すること。研修の欠席・遅刻・早退は認められません。
- 2) 全ての講義において、積極的に参加をすること。本研修は演習やグループワークが多くあります。そこへの積極的な参加姿勢が認められない場合には、修了ができない場合があります。
- 3) 講義、演習は認知症基礎研修修了程度の知識があることを前提に行います。本研修の講義内容が理解出来るように、必要に応じて予習・復習は各自で行ってください。
- 4) 提出物は必ず指定する期間内に提出してください。期間内に提出がない場合は、受講の取り消し又は、修了を認めない場合があります。
- 5) 職場実習は多くの個人情報を取り扱います。提出資料等に個人情報が記載されていないかなどは、必ず確認をして下さい。
- 6) 職場実習の報告過程において、受講生自身による実施が確認できない場合には、修了証の発行はできません。
- 7) 研修の目標の達成度は、職場実習の提出書類をもとに確認します。職場実習においては、認知症の事例対象者について、①本人視点でニーズを考えることができたか、②本人のニーズを解決するために必要な支援を考えることができたか（実習を通じて学びを得られたか）、③所属するチームを巻き込み支援をすることができたか、④本研修全体から学びを得て、実践に活かしているかどうかの判断をします。
- 8) 職場実習の対象利用者の選定は、必ず事業所の同意のもと慎重に行ってください。
  - ※ 必ず本人・本人の代理人の方の了承を得ること
  - ※ 認知症の診断・その症状があること
  - ※ 以下のBPSDが顕著にみられること
    - ・徘徊・帰宅欲求、入浴拒否等の介護拒否、昼夜逆転等の見当識障害、記憶障害（物取られ妄想等）・異食、拒食、過食等の摂食障害、暴言・暴力、性的逸脱行為、その他
  - \* 利用日数が少ない、または、看取り期等で活動に制限があったり生活が不安定な方等、実習の効果検証が出来にくい方の選定はご遠慮ください。